

保育所等における多子世帯負担軽減の拡充

(住民税課税世帯における第2子の保育料等の無償化)

都補助を活用した多子世帯の負担軽減の拡充(10月以降)

● 保育園・子ども園等 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する0歳～2歳児クラスの第2子の保育料を無償化

保育園・子ども園 0～2歳
※3～5歳無償化済

保育料	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
現行 第2子	無料	半額を保護者負担
10月以降 第2子	無料	無料(都無償化)

【経費】20,667千円 【対象規模】1,081人

● 定期利用保育 0歳～2歳児の第2子以降の保育料を助成

定期利用保育 0～2歳
※3～5歳無償化済(月額3.7万円上限)

保育料	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
現行 第2子以降	無料	全額保護者負担
10月以降 第2子以降	無料	月額4.2万円を上限に助成(都無償化)

【経費】378千円 【対象規模】9人

● 発達支援 0歳～2歳児の第2子以降の利用者負担を無償化

発達支援 0～2歳
※3～5歳無償化済

利用者負担	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
現行 第2子以降	無料	全額保護者負担
10月以降 第2子以降	無料	無料(都無償化)

※第1子が就学前の場合、第2子は半額負担、第3子は無償化を国制度で実施済
※利用者負担・・・新宿区では独自の軽減措置として利用者負担率を10%(国基準)から3%に軽減。半額負担5%(国基準)も同様に3%を適用。
※所得や第1子の年齢にかかわらず、第2子以降の利用者負担を無償化
※民間事業所については、都補助のスキームが不確定のため、実施方法等未定

【経費】0千円 【対象規模】6人

● 私立幼稚園 保護者負担軽減補助金の拡充

多子計算に係る年齢制限の緩和

「18歳までの兄・姉を有する幼児」
※現行は小学校3年生までの兄・姉を有する幼児

【経費】47千円 【対象規模】2人

● 第2子以降の満3歳児(年少より1つ下のクラス)に係る預かり保育料相当分の補助の新設

月額 1.63万円を上限に助成
※保育の必要性の認定を受けた園児のみ
※住民税非課税世帯は実施済

【経費】489千円 【対象規模】5人

多子世帯負担軽減の拡充に伴う区独自の取り組み(10月以降)

※赤字の箇所が区独自施策

● 認証保育所や指導監督基準を満たす認可外保育施設の0歳～2歳児クラスの第2子の保育料助成月額を拡充

認可外保育施設

保育料	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
現行	月額6.7万円(上限)	月額5.4万円(上限)
10月以降	月額8.0万円(上限)	月額8.0万円(上限)

※0歳～2歳児クラスの第3子以降については、都制度(上限6.7万円)に区が独自に1.3万円上乗せし、月額8.0万円を上限に助成

【経費】15,457千円 【対象規模】66人

● 0～2歳児の第2子以降の食材料費を区が負担

児童発達支援サービスを利用している、0歳～2歳までの第2子以降の障害児に係る食材料費を区が負担します(区無償化)。

※0歳～2歳までの住民税非課税世帯の障害児と、3歳から5歳までのすべての障害児に係る食材料費は区無償化実施済

【経費】8千円 【対象規模】2人